

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年9月まで
② 昭和46年10月から49年6月まで

私は、昭和42年8月頃に母と一緒にA県B市C区役所に出向き、国民年金の加入手続きを行い、その後、両親から国民年金手帳を受け取った。そのことは、私の同年の金銭出納帳にも記載がある。

国民年金保険料については、私がB市C区役所に出向いて印紙検認方式により納付しており、その後、A県D市、B市C区及びE県F市へと転居したが、転居先の役所に出向き、B市C区のとくと同様に納付していた。

そして、昭和47年4月にE県G市へ転居したが、国民年金保険料の納付については、国民年金手帳と保険料を区役所に持って行くと、窓口の女性が台帳を取り出し何か記入していた。

また、G市へ転居後、子を出産（昭和47年）するためにB市C区に帰っていた時期があったが、同区に帰っていたときは、国民年金保険料を同区役所に出向いて納付していた。

昭和49年6月にH県へ転居してからは国民年金保険料を納付しなくなったが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和47年4月から同年6月までについて、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているが、申立人から提出された国民年金手帳を見ると、当該期間の国民年金保険料がB市C区において現年度納付されていることを示す検認印が確認できる上、同区の国民年金被保険者名簿を見ても、当該期間の保険料について納付済みとされている。

また、申立人の国民年金の被保険者資格は、昭和49年頃に44年4月1日に遡って資格喪失していることが当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳から推認でき、上述の47年4月から同年6月までの国民年金保険料は、44年4月1日付けの資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、平成25年5月に当該資格喪失日が昭和46年11月13日に変更され還付決議が行われるまで還付された事実は認められないことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、当該期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年8月にB市C区において国民年金に加入していたことをうかがわせる資料として、同年の金銭出納帳を提出し、同年8月に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、43年10月11日に払い出されていることが確認でき、42年8月頃にB市C区において加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない上、当該手帳記号番号払出時点において、当該期間のうち、同年8月から43年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、同区役所及びD市役所の窓口において納付することはできない。

また、B市C区及びD市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間①の国民年金保険料が納付されたことを示す記載は確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人は、「E県に居住していたときの国民年金保険料については、昭和46年5月にF市に転居してからは同市役所において印紙検認方式により納付し、その後、G市に転居後は同市役所において国民年金手帳を提出し保険料を納付すると、窓口の職員が台帳を取り出し何か記入していた。」旨主張しているが、当該期間の保険料納付方法について、F市は45年7月から、G市は同年10月からそれぞれ納付書方式であるとしており、申立人の主張と符合しない上、申立人は、「納付書で保険料を納付した記憶は無い。」旨陳述している。

加えて、B市C区の国民年金被保険者名簿によると、前述のとおり、申立期間②のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については納付済みとされているが、申立期間②のうち、46年10月から47年3月までの期間及び同年7月から49年6月までの期間については、当該被保険者名簿においても保険料を納付したことを示す記載は確認できない。

このほか、申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び同年7月から49年6月までの期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市C区における国民年金手帳記号

番号払出簿の縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の前後を通じ、A社B出張所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から継続して控除したと思われる。」旨回答している。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め12人確認できるところ、このうち、申立人及び複数の元同僚は、「給与から厚生年金保険料が控除されなかった記憶は無く、申立期間の前後で勤務内容等に変化は無かった。また、申立期間当時、B出張所における給与計算及び社会保険の事務は、本社が行っていた。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社B出張所は昭和44年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付したと思われる旨回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日

年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、平成 19 年 3 月 31 日付けで支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。私は、同社から申立期間に係る賞与を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年8月10日は24万5,000円、同年12月10日及び17年8月10日は23万9,000円、同年12月12日、18年8月10日、同年12月11日及び19年8月10日は22万8,000円、同年12月10日は23万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月12日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月11日
⑦ 平成19年8月10日
⑧ 平成19年12月10日

年金事務所からの照会文書により、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が抜けていることが分かった。

また、A社から申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与支給明細書によると、申立人は、同社から申立期間①から⑧までに係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された前述の申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年8月10日は24万5,000円、同年12月10日及び17年8月10日は23万9,000円、同年12月12日、18年8月10日、同年12月11日及び19年8月10日は22万8,000円、同年12月10日は23万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、当該期間は8回であり、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が賞与に係る届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成16年7月26日は12万円、同年12月7日は19万9,000円、18年7月31日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

また、前述のお知らせ文書には記載が無かったものの、申立期間⑥及び⑧についても標準賞与額の記録が無い。

平成15年から18年までの期間に、夏季及び冬季の計8回の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間の標準賞与額を正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③、④及び⑦については、B銀行から提出された取引明細表から、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、C市税事務所から提出された申立人に係る市・県民税課税台帳一覧表（平成16年分及び18年分）に記載されている各年分の社会保険料額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額から推計される各年分の社会保険料控除額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間③、④及び⑦に係る各賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社の経理担当者の一人は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③、④及び⑦において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表により確認できる賞与振込額及び同僚提出の賞与明細書を基に推計した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月26日は12万円、同年12月7日は19万9,000円、18年7月31日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③、④及び⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は不明としているものの、同社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録においても、申立人の当該期間に係る賞与記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①及び②については、B銀行は、「平成16年1月以前の取引明細表については、保存期限経過のため確認できない。」としている上、C市税事務所も、「平成16年度（平成15年分）の税務関係資料は保管していない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、申立期間⑤、⑥及び⑧については、前述の取引明細表を見ると、各月の給与の振込みは確認できるものの、賞与が振り込まれていた形跡は無く、当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立期間⑤及び⑥については、C市税事務所から提出された申立人に係る市・県民税課税台帳一覧表（平成17年分）に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計した平成17年分の社会保険料額とおおむね一致している。

加えて、法人登記簿によると、A社は既に破産手続が終結している上、申立期間①から⑧までに係る複数の元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資

料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨回答している。

このほか、申立期間①、②、⑤、⑥及び⑧について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、⑤、⑥及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から36年1月1日まで

私は、昭和34年頃、その当時勤務していたC社（D社を経て、現在は、E社）から関連会社のA社に出向し、その後、C社に戻ることはなかった。

一方、年金事務所の記録では、昭和35年12月30日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、36年1月1日付けでC社において、同資格を再取得したとなっている。

しかし、私は、申立期間もA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の異動辞令及び申立期間当時にC社からA社に出向していたとする複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社の総務人事責任者であったとする者は、「当時、会社に1か月分の保険料を節約するという考えは全く無かったので、申立人の申立期間に係る記録が無い原因は、事務処理ミスと思う。申立期間の保険料(昭和35年12月分)のみを控除しない理由は無かったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和35年12月30日付けでA社における被保険者資格を喪失

し、その後の36年1月1日付けでC社における被保険者資格を取得している8人に照会したところ、回答のあった4人は、申立期間においても従来の給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から36年1月1日まで
年金事務所の記録では、昭和35年12月30日付けでA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、36年1月1日付けでC社（D社を経て、現在は、E社）において同被保険者資格を再取得したとなっている。

しかし、申立期間もA社に継続して勤務していたことは間違い無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社提出の異動辞令及び申立期間当時にC社からA社に出向していたとする複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社の総務人事責任者であったとする者は、「当時、会社に1か月分の保険料を節約するという考えは全く無かったので、申立人の申立期間に係る記録が無い原因は、事務処理ミスと思う。申立期間の保険料（昭和35年12月分）のみを控除しない理由は無かったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和35年12月30日付けでA社における被保険者資格を喪失し、その後の36年1月1日付けでC社における被保険者資格を取得している

8人に照会したところ、回答のあった5人は、申立期間においても従来の給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月28日

申立期間にA社から支給された賞与については、厚生年金保険法75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年5月28日

申立期間にA社から支給された賞与については、厚生年金保険法75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与明細一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月16日は38万円、同年12月15日は39万円、16年7月15日は38万円及び同年12月15日は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが判明した。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、正しい賞与の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年7月16日は38万円、同年12月15日は39万円、16年7月15日は38万円及び同年12月15日は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行い、保険料も納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14793

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月16日は25万円、同年12月15日は27万円、16年7月15日は25万円及び同年12月15日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月15日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが判明した。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、正しい賞与の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年7月16日は25万円、同年12月15日は27万円、16年7月15日は25万円及び同年12月15日は27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行い、保険料も納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14794

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月15日及び同年12月15日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月15日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが判明した。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、正しい賞与の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（平成16年7月15日及び同年12月15日は10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行い、保険料も納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月22日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を49万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和40年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成15年8月22日
②平成16年12月31日

年金事務所の記録では、申立期間①及び②にA社B事業所から支給された賞与の記録が無いが、同事業所勤務中には、毎年2回の賞与が支給されていたと記憶しているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所の事業主は、「申立人に当該期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、申立人から提出された預金通帳により、申立期間①の賞与振込額が確認できる上、元同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B事業所から申立期間①に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、申立人の預金通帳により

確認できる賞与振込額及び元同僚が所持する賞与明細書において確認できる保険料率により算出される保険料控除額から、49万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、B事業所の事業主は、「平成16年は、資金繰りが苦しくなったことから、当該期間の賞与は支給しておらず、当該期間に支給できなかった賞与は、18年夏季賞与に上乘せして支給した。」と回答している上、申立人の申立期間②当時の給与振込先から提出された流動性預金明細表及び取引明細書においても、同事業所から当該期間の賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほかに、申立人の申立期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年7月8日及び同年12月9日は20万9,000円、18年7月10日及び同年12月8日は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB銀行C支店の取引明細表により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じく申立期間に標準賞与額の記録の無い複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書から、平成17年7月8日及び同年12月9日は20万9,000円、18年7月10日及び同年12月8日は21万3,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（後に、C社へ名称変更）における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月31日から24年1月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は、申立期間も同一の勤務場所で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことから、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場又はD社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、A社B工場からD社に転籍した元事務員は、「記録が途切れているのは事務の誤りで、勤務は継続しており、保険料は控除されていた。」と陳述している。

さらに、A社B工場及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両社の所在地は同じであることが確認できることから、複数の元同僚は、「自身は申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていた。」「D社はA社B工場のE業務部門が独立して設立された会社であり、休業することなく業務を行っていたので申立人は申立期間も保険料控除されていたと思う。」旨それぞれ回答していることから、D社が昭和24年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、A社B工場における被保険者とする取扱い

であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B工場の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和23年11月の社会保険出張所（当時）の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明のため確認することができないものの、事業主が資格喪失日を昭和24年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを23年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年12月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月21日から同年9月1日まで
年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、昭和37年4月2日から平成8年4月1日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における申立人に係る労働者名簿及び賃金支給明細書並びにC健康保険組合から提出された健康保険資格喪失証明書並びに雇用保険の記録から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る賃金支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年9月から47年3月まで

私は、昭和47年5月の結婚後、48年1月にA県B市C区から同県D市に転居し、その後の同年春頃、自宅に来た同市役所の年配の女性職員に勧められて国民年金に加入した。

その勧奨されたときに、20歳から国民年金に加入する義務があること、また、今なら資格取得月に遡って国民年金保険料を納付できることを聞いたので、結婚してからの夫婦二人の1年分の保険料として1万数千円のほかに、結婚前のそれぞれの未納保険料3万円弱を当該市職員に納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年の春頃、自宅に来たD市役所の職員に、申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、当該納付の時期を同年3月又は同年4月とするならば、当該時点において、申立期間のうち、45年12月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

また、前述の国民年金保険料を納付したとする時点（昭和48年3月又は同年4月）において、申立期間のうち、昭和46年1月以降の保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料は国が取り扱う国庫金であることから、D市の職員は収納することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月31日にB市C区において払い出されているところ、当時は第1回特例納付実施期間中であり、当該払出時点において、特例納付、過年度納付及び現年度納付により申立期間の国民年金保険料全てを納付することが可能であるが、申立人は、同区において保険料を納付したことは無いと陳

述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私は、会社を退職した平成10年2月に、A県B市役所の窓口で職員の指示どおりに国民健康保険等の手続とともに国民年金の手続も行った。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付のあった納付書を用い、C銀行（現在は、D銀行）E支店の窓口において月額1万3,300円の保険料を2か月分納付したことを覚えている。

私は、会社を退職するたびに、国民年金の手続を行っていたことから、申立期間に係る手続も行ったはずであり、当該期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により、同日付けで付番されており、当該番号で管理されている年金記録において申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録によると、6年7月21日に国民年金被保険者資格を喪失後、被保険者資格を取得した履歴も確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金の手続の時には年金手帳を持参した。」旨主張

しているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は確認できず、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「自宅に送付のあった納付書を用いてC銀行E支店の窓口で月額1万3,300円の保険料を2か月分納付したことを覚えている。」旨主張しているものの、当該期間の保険料月額は申立人の主張と符合しない。

このほか、申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金に係る事務処理が電算化され、記録管理の強化が図られていることから、記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6722

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年9月まで

私は、昭和57年の夏頃に、A県B市（現在は、C市）において一緒に住んでいた伯父から、「国民年金保険料を遡って納付できるので、国民年金には加入した方がいい。」と勧められたので、すぐに同市役所の窓口で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、B市役所の窓口で加入手続を行った際、担当した女性職員に、「払えるだけ遡って保険料を納付したい。」と伝え、後日、同市役所の窓口で納付した。私が所持する貯金通帳を見ると、昭和57年9月に両親の住所地であったD県E市の郵便局で80万円を出金しており、当該現金を用いて納付したはずである。

B市役所の窓口で国民年金保険料を遡って納付した際、女性職員から領収証書は出せないと言われ、その後も連絡が無かったことから、同市役所に電話をしたところ、男性職員から、「国民年金の担当係の女性職員が不在のため、私では分からないので連絡しておく。」と言われたことを記憶しているものの、申立期間に係る領収証書を受け取ることはできなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において払い出されており、国民年金の加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、昭和59年11月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「B市役所で国民年

金の加入手続を行った際、職員に払えるだけ遡って保険料を納付したいと伝え、後日、同市役所において納付した。」旨主張しているところ、申立期間直後の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は納付されていることから、前述の国民年金加入手続時期（昭和 59 年 11 月頃）からみて、申立人は、当該加入手続時点において、時効が適用されず遡って納付が可能であった当該期間の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から提出された申立人名義であるとする貯金通帳（写し）によると、昭和 57 年 9 月 6 日に 80 万円が引き出されたことが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料納付に係る納付日及び納付額について確認できない上、申立人は、「遡って納付した保険料の納付期間及び納付時期等の詳細は覚えていない。」旨陳述しており、申立期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票で確認できる当時の住所地及び申立人が主張する住所地における各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、「国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を勧めた伯父は既に死亡しており、話を聞くことはできない。」旨陳述している上、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から53年3月まで

私は、昭和44年1月頃にA県B市役所において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、自分が自宅に来ていた集金人に納付していた。

当時は、自宅兼事業所で事業を行っており、国民年金保険料を納付する資力があつたことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年1月頃に国民年金の加入手続きを行った。」旨申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月7日にB市において払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、加入手続き時期について申立内容と符合しない。

また、上述の国民年金の加入手続き時点において、申立期間のうち、大部分の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立期間のうち、一部の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、「保険料を定期的に納付していたので、遡ってまとめて納付した記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、申立人が現在所持しているオレンジ色の年金手帳が使用されるようになったのは昭和49年11月以降である上、B市における国民年金保険料の収納方法については、昭和47年度まで印紙検認方式であつたことが確認できるが、申立人からは当該方式により保険料を納付したことをうかがわせる

陳述を得ることができなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、B市における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は8年3か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から30年まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A事業所に10年間勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が10年間勤務したA事業所における厚生年金保険の記録が無いと申し立てているものの、同人は、申立人から、当該A事業所の名称、所在地、勤務していた時期及び同僚の氏名などの詳しいことは聞いていないとしている。

そこで、オンライン記録において、申立期間後に、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録がある事業所3か所のうち、連絡先が判明したB社（現在は、C社）に照会したが、同社は、「申立人の職歴が分かる書類は保管していない。」と回答している。

また、オンライン記録において、前述の3か所の事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間と同時期に、それぞれの事業所における被保険者記録がある複数の元従業員に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務先等を知る者はいなかった。

さらに、申立期間当時のA事業所が加入する組合団体等を調査したが、申立事業所であるA事業所を特定することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月頃 から 41 年 8 月頃 まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間に係る給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 6 月頃 から 41 年 8 月頃 まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所は平成 8 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、連絡先が判明した 17 人に照会を行い 11 人から回答を得たが、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
A社には、昭和 44 年 6 月から 47 年 3 月末頃に退職するまでの間、給与計算を含む事務全般の担当者として継続して勤務しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、退職時期を特定することはできないものの、申立人が、申立期間の中頃まで、A社においてB業務担当者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は昭和 53 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、「A社に勤務していた期間を通じて自身の勤務時間は9時から17時までであり、勤務及び給与の形態に変化は無かった。」旨陳述しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から申立期間の終期までの期間に被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した元同僚7人に照会を行い、うち4人から回答を得たところ、それぞれが勤務していたとする期間における申立人の勤務形態について、1人は、「申立人は、毎日10時から11時頃に出勤し、17時頃に退社していた。時々、14時頃に退社することもあった。」

旨、別の1人は、「私は、毎朝定時の9時までに出社し、一時間程度準備を行ってから夕方まで外回りをしていたが、申立人に会ったことは一度も無い。」旨、ほかの2人は、「申立人の勤務形態等については不明である。」旨陳述していることを踏まえると、申立期間における申立人の勤務形態が従前と同様ではなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人及び複数の元同僚が申立期間当時のA社の従業員として記憶している者について、前述の被保険者名簿において、その者の氏名が見当たらない上、申立人及び複数の元同僚が申立期間の途中から同社に勤務し始めたとする、複数の従業員に係る被保険者資格の取得日は、申立期間後の日付であることから、申立期間当時、同社では、従業員の勤務期間について漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、前述の従業員について、「厚生年金保険に加入していない期間の給与からは、保険料を控除していない。」旨陳述している一方、自身については、「給与から保険料を控除し続けていた。」と主張しているが、申立人の給与から継続して保険料を控除していたことを確認できる資料等は見当たらない上、前述の被保険者名簿の申立人の備考欄には、被保険者資格の喪失に伴って、申立人から健康保険証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B事業所に臨時社員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B事業所内のC業務班からD事業所に異動となった時期に当たる。

また、申立期間の前後を通じて同じ条件で雇用されており、継続してE市にあった寮から通勤していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B事業所に臨時社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社から事業を継承しているF組織は、「臨時社員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日付）に基づき、臨時社員等に対して厚生年金保険に加入させていたものの、正社員になっていない臨時社員に対する人事履歴等を作成しておらず、社会保険関係資料も無いので、申立人の申立期間における在籍等を確認できない。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚に照会したところ、「当時、私は申立人と同じ寮に住んでおり、昭和 43 年頃、申立人が寮を出て行く時に挨拶に来てくれた。ただ、申立人の厚生年金保険料控除については分からない。」旨陳述している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立人と同年代で、申立期間前後を通じ厚生年金保険の加入記録がある同僚のうち、連絡先の判明した 363 人に照会したところ、201 人から回答が得られたが、全員が「申立人を覚えていない。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、昭和 42 年当時、厚生年金保険の加入記録のみ確認できる複数の同僚は、「昭和 42 年 10 月に、合理化による人員削減があり、多くの臨時社員が退職することになった。」旨陳述しているところ、申立人と同様に同年以前に被保険者資格を取得し、厚生年金保険の加入記録のみ確認できる同僚 57 人のうち、45 人が同年中に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14803（近畿（大阪）厚生年金事案 14198 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社B事業所で勤務した申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録について、年金記録確認近畿地方第三者委員会に記録訂正を申し立てたが認められなかった。しかし、新たに、当時、勤務していた課名及び元社員の名前を思い出したので、再度、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「私は、申立期間①及び②において、B事業所に勤務していた。どの課に勤務していたか記憶していないが、所在地は、C市であった。」と陳述しているところ、i) B事業所の人事等を担当している総務課は、「当時の資料は、保存期限が経過しているため残っておらず、申立人の当該期間における勤務の有無等が確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないこと、ii) 当該期間において、C市に所在した厚生年金保険の適用事業所のうち、その名称に「B事業所」を含むものが9事業所確認できるところ、当該9事業所において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人に照会したものの、回答のあった8人とも、申立人を記憶していない上、申立人は、当該期間における同僚を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況について陳述を得ることができないこと、iii) 申立人が申立期間①直前に勤務していたA社D事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を見ると、申立人は、申立期間①において、健康保険の任意継続被

保険者であったことが確認できること、iv) 前述の9事業所に係る被保険者原票を見ると、申立人に係る被保険者記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年8月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B事業所における勤務課名（E業務課）、同事業所F業務係の元社員一人の名前及びD事業所の元社員9人の名前（前回申立時の4人を含む。）を思い出したことを新たな事情として、再度、申し立てている。

しかしながら、A社人事課から提出された「社員録」により、当時、B事業所E業務課に在籍していたことが確認でき、連絡先が判明した元社員12人に照会したところ、回答があった8人とも、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

また、社員録により、申立人が記憶するF業務係の元社員一人は、同係に在籍していたことは確認できるものの、連絡先を特定することができない上、当時、同係に在籍していたことが確認でき、このうち連絡先が判明した元社員二人に照会したところ、回答があった一人は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、社員録により、申立人が記憶するD事業所の元社員9人は、当時、同事業所に在籍していたことが確認でき、このうち連絡先が判明した5人に照会したところ、回答があった4人とも「申立人がD事業所に勤務していたことは記憶しているが、申立期間①及び②においてB事業所E業務課に勤務していたかどうかは不明である。」旨陳述していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 8 日から平成元年 1 月 21 日まで
私は昭和 63 年 8 月 8 日にA社の採用面接を受け、同日から平成元年 3 月 20 日まで勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

入社後 3 か月間は、研修期間として厚生年金保険に加入していないことは知っているが、本来は研修期間も加入させるべきであり、少なくとも、昭和 63 年 11 月には加入しているはずであることから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。」と主張している。

しかし、A社は、「当時の従業員名簿及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間及び当該期間の直後に厚生年金保険被保険者期間が確認でき、連絡先が判明した 19 人の元同僚に照会したところ、7 人から回答があったが、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述の回答があった元同僚のうち 1 人は、「当時は若い従業員の入退社が頻繁にあったため、会社は、社会保険について、従業員が定着することを見極めた上で加入させていた。」、別の 1 人は、「入社後、最初の数か月の社会保険料は控除されていない。」とそれぞれ陳述している。

加えて、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得日は平成元年 1 月 21 日で

あり、オンライン記録におけるA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
A社における申立期間の給与額は 28 万円であったが、標準報酬月額の記録は、9 万 8,000 円となっているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与明細書等は保管していないが、当該期間の給与額は各月とも 28 万円であった。」と主張している。

しかし、A社は平成 13 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「申立人の申立期間当時の資料を保管しておらず、当該期間に係る各月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録を確認したところ、申立人の申立期間に係る随時改定及び定時決定の記録が、遡って訂正されているなど不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。